

○経済産業省告示第三百三十六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第四十一条第三項の規定に基づき、同項の事由及び経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

令和二年六月二十四日

経済産業大臣 梶山 弘志

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期間

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第四十一条第二項の規定に基づく第一次試験の一部科目の免除の期間が令和二年十二月三十一日までに終了する者については、当該期間を同項に規定する年の初めから四年とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。